

決 算 特 別 委 員 会

日 時 令和5年10月18日(水) 午後1時28分
会 場 本庁舎 第3会議室

委 員 10名
藤 田 尚 美
遠 藤 憲 子
石 原 幸 雄
柳 井 哲 也
杉 森 弘 之
甲 斐 徳之助
磯 山 和 男
伊 藤 知 子
出 澤 大
水 梨 伸 晃

説明員	市 長	沼 田 和 利
	監 査 委 員	早 川 広 行
	市 長 公 室 長	滝 本 仁
	経 営 企 画 部 長	二 野 屏 公 司
	総 務 部 長	飯 野 喜 行
	市 民 部 長	小 川 茂 生
	保 健 福 祉 部 長	渡 辺 恭 子
	環 境 経 済 部 長	大 徳 通 夫
	建 設 部 長	長 谷 川 啓 一
	教 育 部 長	吉 田 茂 男
	議 会 事 務 局 長	野 口 克 己
	会 計 管 理 者	関 達 彦
	市 長 公 室 次 長 兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
	広 報 政 策 課 長	植 田 英 子
	経 営 企 画 部 次 長 兼 財 政 課 長	糸 賀 修
	政 策 企 画 課 長	淀 川 欽 市
	創 生 プロジェクト 推 進 課 長	椎 名 弘 文
	デ ジ タ ル 推 進 課 長	大 町 泰 介

総務部次長兼人事課長	本 多 聡
総 務 課 長	橋 本 円
管 財 課 長	小 林 浩 子
契 約 検 査 課 長	門 倉 史 明
税 務 課 長	晝 田 典 義
収 納 課 長	大和田 伸 一
市民部次長兼市民活動課長	飯 島 希 美
総 合 窓 口 課 長	橋 本 早 苗
リフレ市民窓口課長	齊 藤 孝 順
地 域 安 全 課 長	風 間 正 志
防 災 課 長	菊 地 孝 夫
教育委員会次長兼教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
学 校 教 育 課 長	北 島 道 夫
指 導 課 長	河 村 博 行
文 化 芸 術 課 長	木 本 拳 周
生 涯 学 習 課 長	糸 賀 珠 絵
中 央 図 書 館 長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼医療年金課長	石 野 尚 生
保健福祉部次長兼高齢福祉課長	宮 本 史 朗
社 会 福 祉 課 長	石 塚 悟
こ ども 家 庭 課 長	長 江 弘 美
保 育 課 長	糸 賀 崇 子
健康づくり推進課長	野 口 信 子
環 境 政 策 課 長	飯 島 敦 子
廃 棄 物 対 策 課 長	岩 瀬 義 幸
農 業 政 策 課 長	後 藤 勇 雄
商工観光課長補佐	野 崎 晴 美
建設部次長兼都市計画課長	藤 木 光 二
建設部次長兼下水道課長	野 島 正 弘
空 家 対 策 課 長	柴 田 賢 治
建 築 住 宅 課 長	中 山 晋 一 郎
道 路 整 備 課 長	加 藤 大 典
監 査 委 員 事 務 局 長	大 里 明 子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	榎 本 友 好
庶 務 議 事 課 長	飯 田 晴 男

庶務議事課長補佐
書 記
書 記

宮 田 修
椎 名 紗央里
田 上 洋 子

令和5年第3回牛久市議会定例会決算特別委員会審議日程

付託案件名 認定第1号 令和4年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について		
月 日 等	部 課 等 名	審 議 項 目
10月18日(水) 午前10時～		現地視察 ・中央生涯学習センター ・子ども家庭総合支援拠点
10月18日(水) 午後1時30分～ 第3会議室	市長公室 経営企画部 総務部 市民部 会計課 監査委員・事務局 議会事務局	令和4年度牛久市一般会計歳入歳出決算中 ・市長公室、経営企画部、総務部、市民部等 所管の歳入 ・市長公室、経営企画部、総務部、市民部等 所管の歳出 (令和4年度課別事務事業一覧参照) 実質収支に関する調書 財産に関する調書

午後 1 時 2 8 分開会

○藤田委員長 こんにちは。

これより決算特別委員会を開会いたします。

午前中は現地視察、大変にお疲れさまでございました。

先日開かれました決算特別委員会におきまして、委員長に私、藤田が、副委員長に遠藤委員が選出されましたので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長挨拶ということで、スムーズに審議が進められるよう努めてまいりますので、また御協力のほどよろしく願いいたします。

続きまして、遠藤副委員長より御挨拶を申し上げます。

○遠藤副委員長 副委員長に選出をされました遠藤でございます。

令和 4 年度ということで、いろいろと決算書を見ながら思い出しながら、私も、今回の決算委員会が次の予算につながるように、皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。どうぞ審議につきましては御協力のほどよろしく願いいたします。

また、委員長を補佐しながら、スムーズな運営に携わってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○藤田委員長 さて、本委員会は、先般配付いたしました議案付託表の日程表のとおり、1 日目及び 2 日目に一般会計審査、3 日目に一般会計審査、特別会計審査及び企業会計審査を行いたいと思っております。

なお、発言する際はマイクを使用していただきますようお願いいたします。

これより議事に入ります。

認定第 1 号、令和 4 年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件の審査は分割して行います。

委員会付託表とともに配付しました決算特別委員会審議日程に基づき、令和 4 年度牛久市一般会計歳入歳出決算を問題に供します。

まず、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管について問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。経営企画部長。

○二野屏経営企画部長 経営企画部、二野屏です。よろしく願いいたします。

まず、私より令和 4 年度決算の概要と各部の決算に関する主なものについて御説明いたします。

令和 4 年度決算につきましては、先般行われました市議会議員全員協議会におきまして概要を説明させていただきましたが、改めまして全体像と市長公室、総務部、市民部、経営企画部に係る主なものについて私から一括して御説明させていただきます。

まず、全体像として、令和 4 年度一般会計の歳入総額が 3 3 2 億 6, 3 0 0 万円、歳出総額が 3 1 2 億 8, 9 0 0 万円の決算となり、普通会計では、歳入総額が 3 3 2 億 4, 8 0 0 万円、歳出総額が 3 1 2 億 7, 4 0 0 万円となりました。

本年度の決算につきまして、普通会計で見ますと、歳入では、市税が市民税の減少により 7,

700万円減の121億1,500万円となり、地方消費税交付金等の譲与税交付金が2,900万円増の26億200万円、地方交付税が普通交付税の折半対象財源不足の解消や令和4年度限りの臨時経済対策費の創設による追加交付により4億3,900万円増の30億9,200万円となりました。その一方で、国・県支出金が子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金等の減額により13億4,300万円減の81億7,800万円となり、市債が普通交付税の折半対象財源不足の解消による臨時財政対策債の減額により9億8,200万円減の14億1,800万円となっております。

歳出につきましては、令和4年度は扶助費が電気・ガス・食料品等価格高騰緊急対策支援給付金や障害者への介護給付費が増加したものの、子育て世帯への臨時特別給付金、生活扶助費や児童手当の減により12億3,600万円減の74億3,500万円となり、公債費が繰上償還を実施したことにより4億6,200万円増の26億4,500万円となっております。物件費につきましては、住宅用LED照明等買換え費用助成に係る委託、ふるさと寄附の増額に伴う返礼品の増加や原油価格・物価高騰による公共施設の光熱水費の増加により6億2,200万円増の63億4,800万円となった一方で、投資的経費が、保健センター空調設備改修、下町緑地整備が令和3年度に終了したこと等により2億300万円減の21億4,200万円となりました。また、積立金につきましては、おくの義務教育学校一体型校舎の建設や今後に予定される公共施設の老朽化対応のため、財政調整基金、公共施設等総合管理基金やふるさと基金への積立てなどにより1億4,700万円増の23億1,100万円となりました。

なお、令和4年度の実質収支額は3億9,200万円減の17億6,500万円となり、実質収支比率につきましても10.5%と引き下がっているものの、依然として高い数値を示しております。その要因といたしましては、歳入では、予算現額よりも市税が1億2,100万円増加し、地方譲与税が3,300万円、配当割交付金が1,500万円、法人事業税交付金が1億1,000万円、地方消費税交付金が1億3,000万円、地方交付税が5,100万円それぞれ増加したこと、歳出面では、50万円以上の執行残がある事業を3月補正において減額したものの、人件費や障害者・障害児給付費、生活保護費等の扶助費、民間保育園負担金補助金等をはじめとした民生費の執行残や繰越明許費の執行残、また、昨年度補正いたしました光熱水費の執行残などから歳入が増加した反面、歳出の執行残額により歳入歳出の乖離が大きく生じ、実質収支の比率、額ともに大きくなったものと考えております。

続きまして、各部の歳出決算の状況につきまして御説明させていただきます。

まず、市長公室につきましては、広報うしくをはじめとした市の情報発信に要する経費、ふるさと寄附に対する返礼品などの経費など、全体で3億400万円となっております。

次に、総務部は、常勤職員の給与関係経費、ひたち野リフレの改修、参議院議員選挙、茨城県議会議員選挙の執行経費など、全体で35億6,100万円となっております。

市民部は、防災・防犯関係経費や広域消防への負担金、防災行政無線更新、行政区集会所等整備補助金など、全体で14億1,700万円となっております。

最後に、経営企画部は、コミュニティバス運行、デマンド型公共交通サービスなどの公共交通

対策費、市民満足度調査の要望への対応、エスカード牛久ビル・牛久シャトーの利活用、システム改修のほか、地方債償還や財政調整基金、公共施設等総合管理基金積立金など、全体で57億9,800万円となっております。

以上、市長公室、総務部、市民部、経営企画部の令和4年度決算の概要でございます。よろしくお願ひいたします。

○藤田委員長 市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管について、質疑のある方は御発言願ひます。水梨委員。

○水梨委員 よろしくお願ひいたします。

まず、106ページですか、公用車を管理する項目におきまして、まず2点質問をしたいと思ひます。

車の車種、あとはガソリン車、電気自動車、ハイブリッド車などの内訳を教へていただきたいです。

あと、その中の項目、備品購入費に当たりましては、これは何なのかというところですか、教へていただきたいです。

続きまして、134ページ、こちら0110コミュニティ活動を助成するのですが、こちらにも詳細が僕分かりませんので、教へていただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

○藤田委員長 管財課長。

○小林財政課長 管財課の小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

まず、公用車の車種、内訳という形になりますが、公用車なんです、全部で153台、現在管理しております。年度の末ですね。その中で、内訳でございます。電気自動車なんです、6台ございます。ハイブリッドが3台ございます。それ以外の車種につきましては、いわゆるガソリン、軽油で走っている車でございます。

あと、2点目の御質問です。備品購入費でございますが、これは実際公用車を購入した金額が主な内容になります。昨年ですが、全部で5台購入しております。内訳としましては、ガソリン車であります、軽バンが3台、あとはハイブリッドのワゴン車2台でございます。

以上です。

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○飯島市民部次長兼市民活動課長 市民活動課、飯島です。

134ページのコミュニティ活動を助成するという事業について御説明いたします。

行政区活動を支援することによりたまり場づくりを推進して、地域での活動・交流を活発にし、周辺地域を広く巻き込んだ市民主体のコミュニティーづくりを行うことを目的としております。

この3,064万2,000円の中の補助金の中には2つありまして、1つはコミュニティ活動助成金。こちらは通称たまり場補助金と言ひます。こちらは1か月7万円で12か月、そしてたまり場件数といたしましては34件あります。2番目は、がんばる行政区活性化補助金。こちらは、コロナ禍のため行政活動の自粛を余儀なくされていた行政区に、アフターコロナによる行

政活動の再開に際したイベント等の開催を補助することによって、活動再開のために役立てられる補助金となっております。こちらは39行政区ありまして、1行政区5万円の補助金となっております。

以上です。

○藤田委員長 水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございます。

先日、行政区のほうで、自治会のほうで加入の促進のためにもうちょっと何とかならないのかということがあったんですけども、今後そういうものに対するお考えはあるのかどうかというのを再度お伺いしたいです。お願いします。

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○飯島市民部次長兼市民活動課長 行政区加入促進のための予算というのは、今言った事業よりも、どちらかというと130ページの真ん中、0101行政区役員による広報広聴活動を実施するという事業の中で、18番に負担金補助及び交付金、この中に行政区運営補助金5,353万1,200円というのがありますが、どちらかというとこちらの補助金のほうが当てはまるかと思えます。こちらは、行政区にお金を補助することによって、行政区がその補助金を活用して運営していただいて、例えば行事、イベント、各行政区がおのおの趣向を凝らしたイベント・行事を行ったり、加入促進のための呼びかけに工夫して使用してもらったりする補助金になっております。

○藤田委員長 水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございます。

ごめんなさい、追加でこちらの内訳を教えてくださいてもよろしいですか。

○藤田委員長 市民活動課長。

○飯島市民部次長兼市民活動課長 行政区運営補助金の内訳といたしましては、まず均等割というのがありまして、こちらは戸数に応じて行政区への補助金の額が変わります。1から499戸までは25万円となっております。こちらは45行政区あります。500から995戸までは27万円になります。こちらは12行政区あります。1,000戸以上になりますと28万円。7行政区あります。それから、世帯割といたしまして、こちらは1世帯1,300円掛ける2万8,524世帯となっております。こちらを総合すると、5,353万1,200円となります。

○藤田委員長 水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございました。

僕からの質問は以上です。ありがとうございます。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 よろしくお願いたします。

まずは、96ページ、項目が0121ふるさと寄附に対し特産品を返礼するのですが、この特産品はどのように決めているのか伺います。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課、植田です。よろしくお願ひいたします。

御質問についてお答えいたします。

この特産品はどのように決めているのかということなんですけれども、市内で生産・製造している品や原材料に市で生産された原料が使われている品など、国が定める基準、県が主導する共通返礼品を主として、事業者の意向を酌みながら国に申請しています。申請後、国から認められたものを順次ポータルサイトに掲載しているという流れになります。

以上です。

○藤田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。

次に、102ページ。

○藤田委員長 伊藤委員に申し上げます。

一度に3問、一回に3問一緒に質問をするということがルールとなっておりますので、次の順でよろしいでしょうか。

○伊藤委員 はい。

○藤田委員長 質疑のある方は挙手願ひます。甲斐委員。

○甲斐委員 では、願ひします。

まず、40ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の件なんですけれども、これの主な事業と、予算と決算の差についてお尋ねしたいと思います。

それと、62ページ、ふるさと基金繰入金、こちらふるさと納税のことなんですけれども、今もありましたけれども、黒字とありましたが、「（聴取不能）」の声あり）じゃあページは関係なしで、失礼しました、60ページ、今後商品をどのようなものをお尋ねしたいと思います。

それと、3点目が62ページですね。公共施設等総合管理基金繰入金なんですけれども、積み上げを今後どうするのか、どれくらい想定しているのかと、あと該当の施設がどれくらいあるのかお尋ねしたいと思います。

以上3件です。

○藤田委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 政策企画課、淀川です。

私から、新型コロナウイルス感染症対策地方臨時交付金の関係についてお答えをいたします。

本交付金は、感染症対策及び物価高騰関係でカテゴリーが分かれております。令和4年度に関しましては、それに加えて電力・ガス・食料品物価高騰緊急支援地方交付金ということで、3種類の交付金で構成されておりましたので、それぞれでお答えをさせていただきます。

なお、予算と決算という御質問がございましたが、この感染症交付金事業側から見ますと、予算の費目でその内側に事業があるため、予算と直接比較ができないために、今回、決算額のみのお説明とさせていただきます。

まず、感染症予防対策としましては、交付金の区分では通常分と呼ばれておまして、令和4

年度は18事業、決算額で1億5,393万8,055円となっております。主な事業といたしましては、公共施設や幼稚園、小中義務教育学校の感染症予防用品の購入、避難所の感染症対策に必要な備蓄品の購入、自宅療養者に対する支援物資購入などが主な事業となります。

続きまして、物価高騰対策のカテゴリーにつきましては9事業、決算額は1億8,534万4,000円となっております。主な事業といたしましては、市内公共交通事業者への支援金の交付、幼稚園、保育園、小中学校の教育費の負担軽減となります。

そして、最後に電力・ガス・食料品物価高騰緊急支援地方交付金としまして全8事業、決算額は1億6,938万2,000円となっております。主な事業としましては、障害福祉施設、民間保育園・幼稚園、介護保険施設、医療施設、また認定農業者、運送事業者への事業継続支援としての補助金の交付となります。また、家庭におけるLED照明買換えの費用の助成もしてございます。なお、LED照明の助成につきましては、ただいま御説明した交付金の3区分全ての交付金を充当して実施していることを申し添えます。

説明は以上です。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課、植田です。

甲斐議員の御質問にお答えいたします。

どんな商品を今後考えているのかということなのですが、今現在も商品の定期便であったりセット品など上げております。これは引き続き行っていく予定ではおりますが、今回ちょっとテレビとかにも出ました牛久大仏の螺髪磨きのような体験型であったり、現地を訪れた際に体験や商品に支払う費用をそのままふるさと納税できる店舗型というのも行っておりますので、それも充実していきたいと考えております。

以上です。

○藤田委員長 経営企画部次長兼財政課長。

○糸賀経営企画部次長兼財政課長 財政課、糸賀です。よろしくお願いいたします。

私から、公共施設等総合管理基金繰入金の御質問にお答えいたします。

まず、牛久市公共施設等総合管理計画でございますけれども、公共施設の更新費用として、令和8年度までは年間18億円、令和9年度以降は年間13.5億円を想定しており、計画を定めてございます。

今後の具体的な施設を申し上げますと、中央生涯学習センターの2期工事、今日も午前中、屋上防水と外壁見てきたと思っておりますが、その後の工事ですね、2期工事。それと、下根中学校の長寿命化改修。あと、総合福祉センター、奥野生涯学習センター、三日月橋生涯学習センター、運動公園の体育館をはじめとした長寿命化改修が進んでいない状況でございます。それらの事業費を基金で全て賄おうとは考えてございませんけれども、仮にその事業費を起債を借入れた場合、これは幾つか考えられますけれども、まず長寿命化債というもの、これは地方交付税にとっては有利な起債でございますけれども、長寿命化債を借り入れた場合につきましては、一般財源としては事業費の10%が一般財源として生じます。また、長寿命化債を使えない場合というのは、

一般単独事業債といたしまして、その場合は25%が一般財源として生じることとなります。

長寿命化債等を行う上での一般財源部分につきましては、最低限公共施設等総合管理基金を確保したいとは考えてございますが、今後の市債の状況等によりましては起債の借入額を少なくする方策に基金を取り崩して進める場合も考えてございまして、現在、目標額につきましては設定はしてございませんけれども、今後の公共施設の更新状況等を勘案しながら積立てを行ってまいりたいと考えてございます。ただ、積立てに固執はしません。積立てにより市民サービスが低下するようなことはあってはならないことだと思っておりますので、財政調整基金を含めました全体の基金管理の中で考えてまいりたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 適正な管理をお願いします。

再質問2点、別のところでございます。

まず、ふるさと納税のほうなんですけれども、最後おっしゃった店舗型とは具体的にどのようなものなのか、もうちょっと教えていただきたいのと、これは私、この間ちょっと提案事でほかの自治体のものを持ってくるような、ルールがあると思うんですけれども、その辺の検討はなされてないのかと。具体的に言うと、この間、勉強会のときですか、1から5を聞いたときに常陸牛とおっしゃっていたんですけれども、あれは県のやつであって、何か牛久からどこかほかのという考えがないのかなというのをちょっとお聞きしたいです。

それと、対策のほうなんですけれども、物価高騰なんですけれども、LEDの対象をやったと言っていたけれども、先日、よく言われるのが、玄関口につける防犯灯というんですか、人が来たらぴかっとなるやつ、あれが対象外だという声がすごく上がっていて、うちはもともとつけていたからそんなの関係なかったんですけれども、何か理由があったのかなとちょっとお聞きしてみたいと思いますけれども、以上2点、再質です。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課、植田です。

先ほどの店舗型はどういうものかということなんです、具体的に例を挙げさせていただくと、例えばゴルフのプレーをした後に、プレー券とかではなくて、その場でお支払いをふるさと納税で行うという形になります。なので、商品分というか、プレー分は全体の3割、寄附額の3割ということがプレー代になるようなものなんですけれども、そういうふうにその場でプレーをした金額をふるさと寄附として支払うというか納めるというものになります。お店ですね。

牛久はそのようにやっていますが、他県、他市町村では、例えばホテルに泊まったときの支払いをそのままふるさと寄附として納めるとか、いろいろその自治体によってやっているものがあります。

2つ目の質問というのが、この間の勉強会というと補正の勉強会で上がったことかなとは思いますが、今回お答えて大丈夫でしょうか。大丈夫ですか。

では、多分この間お話しされたときは、甲斐委員のほうからホタテとかというお話をしていた

かと思うんですけれども、市内で加工することで初めて基準になるということですので、こちらでもいろいろ加工する業者があればということでこちらで回答したかとは思うんですが、その辺りも含めて、ふるさと牛久振興室、またはそれをやっていただける事業者があればということで合致すればやっていきたいのと、あとは牛久の特産品であったり、あと違う市町村の何かコラボ商品として出すというのはいろいろできる可能性がありますので、今後も考えていきたいと思えます。何かよい事業者があれば御紹介いただければと思います。よろしく願いいたします。

○藤田委員長 甲斐委員に申し上げます。

2点目の再質の内容なんですが、所管が違いますので、環境になりますのでよろしく願いいたします。

質疑のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 よろしく願いいたします。

ページでいうと102ページの、0102のホームページにより情報を発信するとありますけれども、図書購入費とかそういう需用費は分かるんですが、委託料というところではどのような中身になっているのかお聞きします。例えばデザインから何から全部委託しているのか、それとも単なる純粋に技術上の問題なのか、その辺をお聞きします。

それから、130ページの0110公共施設に公衆無線LANを整備するとありますけれども、具体的にはどこの施設なのか。全部の施設ということはちょっとあり得ないと思えますので、お聞きします。

それから、140ページの0102顧問弁護士の活用と訴訟に対応するとありますけれども、今まで3人ということでしたかやっていたかと思えますけれども、その3人というのはどういう基準で選んだのか。例えば役割分担をしてこの分野はこの人、この分野はこの人というふうな形でやっていたのかどうか、その中身を聞きたいということと、昨年の実際の係争事件と申しますか、お願いをするような案件というのはどの程度あったのか、どのようにそういった方々にお願いをしていたのかということについてお聞きします。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課、植田です。よろしく願いいたします。

ホームページにより情報を発信するの委託料なんですが、そちらは市のホームページの維持管理の契約となっております。市のホームページ、パッケージのようにはなっているんですが、その使用料、サーバーの使用料となっております。

以上です。

○藤田委員長 デジタル推進課長。

○大町デジタル推進課長 デジタル推進課、大町です。よろしく願いいたします。

委員の御質問にお答えします。

公衆無線LANの設置箇所ですが、市内14か所になります。まず、牛久市役所の本庁舎、牛久運動公園体育館、あとエスカードプラザ、牛久運動公園野球場、牛久自然観察の森、牛久市総合福祉センター、牛久駅東口駅前広場、あとひたち野リフレプラザ、中央図書館、中央生涯学習

センター、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター、あとクリーンセンターと牛久運動公園の武道館の14か所になります。

以上です。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 総務課、橋本です。よろしくお願ひいたします。

まず、顧問弁護士3名の基準があるかどうかということなんですが、現在3名の方いらっしゃるうち、お一人の方は平成23年か、もしくはもうそれ以前から顧問弁護士をやられているようなんですが、当時どういう基準だったか記録が今残っていない状況です。あとお二人につきましては、平成24年から顧問弁護士をお願いしているんですが、当時の記録ですと、24年のときには4名というか4事務所というんですか、4つの顧問弁護士の事務所と契約をしていたという経緯がございます。この後、平成28年に1つ減りまして、現在の3か所の法律事務所と顧問弁護士契約が今日まで毎年継続しているという状況になります。

それぞれ得意分野があるかということ、そうですね、内容によって、あとそのときに相談がもう既に入っていて、担当課が急いでいてもちょっと時間が取れないときにはほかの先生にお願いするというようなこともあったりして、状況によって、タイミングがちょうど相談がかぶるときがあるので、そういうときは分けたりもしますし、過去の相談状況からこの先生がいいという場合もあれば、担当課で過去の経験からこの先生に相談したいというようなことで相談に入る場合もございます。

昨年度の実績としては、全部で24件ございまして、12件の先生と8件の先生と4件の先生がいらっしゃいました。

附属しまして、実は昨日、去年度というか正確には令和3年度から市民の方お一人から牛久市を訴えられた少額訴訟事件がございまして、こちらにつきまして顧問弁護士の先生に訴訟代理人を受けていただいたという経緯がございます。

以上です。

○藤田委員長 杉森委員。

○杉森委員 ホームページのあれでお聞きしたのは、私、市民からちょっと言われているのは、牛久市のホームページというのはインパクトがないという、一つはね。インパクトあればいいのかという話もありますけれども、あまりにも事務的じゃないかと。内向きにお知らせすることを忠実にやっているという面がすごく強くて、例えば、今、人口減少の問題やなんかあるわけですけども、牛久市の宣伝という側面ですよ。対外的な面でそういう要素というのが物すごく欠けていると。それで、今全国的にも、明石市ですとか境町ですとか、活発にやっている、移入が増えている市が目されているわけですけども、私もそこを拝見していると、どこかの営業やっている会社のホームページじゃないかと思うぐらいのあれでやって、そこまでやるのがどうなのかというのはありますけれども、ただ、牛久の場合はあまりにも何か内向きというか事務的というあれがあって、まずそういうところをやっているところというのは、何かプロのそういうデザインや何かも含めてやっているところにも注文をしているということがありますので、そうい

ったことも含めてホームページというのをもう少し対外的に訴えられるような中身に、対外的なものばかりでいいということではなくて、市民にお知らせすることはきちっとやらなければいけないと思いますけれども、そういった側面を持たせる意味でもうちょっと工夫をしていったらどうかと思うわけです。その点について、何か考え方とかそういうのがあれば聞かせていただきたいと思います。

あと、W i - F i のあれは随分一遍に進められるんだということで驚きました。

それで、あと顧問弁護士の問題について言うと、今契約している弁護士あるいは弁護士事務所がどの程度の能力があるのかどうかというのは分かりませんが、それも含めて再検討して、そして人口規模からして今の人数が適当なのかどうか。これ前にもたしか出されている話かなとは思いますが、人数の問題も含めて検討すべきではないかと思いますが、どういふふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 ホームページについての工夫ということで今後考えているのかという御質問についてお答えさせていただきます。

昨年度、また改めてしまして契約を、今度次が令和9年にまた契約をすることになるんですが、それまでの間にいろいろな情報を集めようとは思っています。確かに御意見の中で検索しづらいということも言われてはおりまして、なるべくヒットするような形でこちらも考えてはいたりするんですが、やはり調べたい、見やすい、見づらいの判断というのが、閲覧する方の探しているものすぐそのページにたどり着けるかということもございまして、議員がおっしゃるようにもう見た目のデザインからしてちょっと取っつきにくいということももちろんあると思いますので、牛久についても今後皆さんに多く見ていただけるような工夫をしなければいけないなと思っております。少数の意見でトップページに持ってくることになるとうちまた煩雑になってしまうということもあるので、ある程度検索件数の多いもの、アクセス数とかが多いものをなるべくトップページからすぐにつなげるようにという工夫はしているんですが、おっしゃるようにデザイン的にも見づらいというのは、もうもともとホームページのつくりもありますので、ちょっと今後予算等も上がってはしまうかもしれませんが、その辺り要求していこうかとは思っています。

以上です。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 顧問弁護士の人数ですが、過去にも一般質問ですとか毎年の予算要望の際にも議員の皆様から人数の見直しはないのかといった御指摘をいただいているのは分かっております。来年度予算につきましても、3名に固執するつもりは決してなく、これまで相談件数が若干減少している傾向が見られますので、現在の先生を減らすのか、違う先生を探すのかといった問題もありまして、今すぐこうですという答えはないんですが、そういった減らす可能性は残しつつ、来年度どういう体制で顧問弁護士をお願いしていくかは検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。柳井委員。

○柳井委員 102ページ、牛久市のシティプロモーションを行う、牛久市が昨年何に力を入れて頑張ってきたのか、成果も含めて分かりましたら願います。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課、植田です。

柳井議員の御質問にお答えします。

シティプロモーションなんですけれども、令和4年度はコロナ禍ではありましたが、できる限りのイベントを行い、PRを行いました。

まず、牛久シャトーで7月末に2日間開催しました牛久オールスター大感謝祭にグリーンティンクで参加したほか、8月末には、同じく牛久シャトーで福祉事業者に御協力いただき開催した日本遺産フェスタと同時開催のホワイトマルシェ、茨城県民の日にこもれび森のイバライドで開催したふるさとマルシェ、12月には、あみプレミアムアウトアウトレットでふるさと納税の協力事業者に御協力いただき開催しましたウシクリスマスフェスタと、コロナ禍とはいえ、感染防止対策を行った上で、様々な特典や景品等を用意し、また牛久市のカレンダーやガイドブックなどを配布し、牛久市の観光地などを紹介しながら牛久市のPRに努めました。

ウシクリスマスではアンケートを行ったんですが、100人にアンケートを取りまして、77人が牛久市外から来ていた方で、うち14人は県外からお越しいただいた方でした。あみアウトレットから牛久市がこんなに近いとは思わなかったとか、牛久大仏は知っていたけれども、位置的に牛久市がどの辺りにあるのか知らなかったの、知れてよかったということなど、イベントとして満足というのが89%、好評だということで結果をいただいております。

また、市のイベントに限らず、茨城県のDCキャンペーンや市内の団体のイベント、協定を結んだプロスポーツ団体のイベント、あと選挙情報など、様々な情報をSNSにて発信を行いました。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。出澤委員。

○出澤委員 よろしく願います。

60ページなんですけれども、こちらの土地売却収入というところですが、これは売却したという意味だと思いますので、どういった土地をどういった経緯で売り払ったのかというのを教えていただきたいです。

○藤田委員長 出澤委員に申し上げます。

所管が違いますので、建設部となりますので、そのときによりしく願います。

○出澤委員 承知しました。申し訳ありません。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 よろしく願います。

まず、102ページ、0104市政に対する満足度を調査ということで、満足度調査の回収率が39.8%と低いと思うんですけれども、毎回このくらいの回収率なのか、回収率を上げる

ために何かしているのか伺います。

あと、2点目。すみません、3点ございます。失礼しました。

次に、122ページ、0104交通安全施設を新設するというので、カーブミラーの新設はどのように決めているのか、また設置場所なども教えていただきたいです。

3点目、134ページ、0111ボランティア移送サービスを支援するというので、このボランティア移送サービスですが、各小学校区のボランティアに携わっている人数を伺います。また、利用者負担金の算出はどのようにしているのか伺います。

○藤田委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えをいたします。

まず、満足度調査の回収率の件でございます。

市民満足度調査の回収率につきましては、おおむね40%前後で推移している状況でございます。確認できる範囲ですが、平成18年度からの実績の中では、最大で43.8%、最低で35%となっております。

調査結果を各事業に生かすために、市の取組の充実度や総合計画等の指標とする数値を把握する関係から、設問が多くなっていることが多少なりとも回答の意向に影響しているという可能性もあるかと考えております。しかしながら、統計上の標本数としては十分に確保できるものと捉えております。

なお、回収率の向上のための取組ということですが、当初郵送のみで回収を行っていたところですが、平成30年度からインターネット回答を併用しておりまして、導入当初、インターネット回答は119件であったものが昨年度は306件と、ネット回答のほうも増加している状況にございますので、今後の推移も見ていきたいと考えてございます。

それと、続きましてボランティア移送サービスのほうを先にお答えをさせていただきたいと思っております。

移送サービスに携わっている方の人数ということですが、業務内容が幾つかございまして、コーディネーター、運転主、介添え人、電話受付というような内訳になってございます。それぞれ兼務する形で対応しているところもございまして合計の人数でお答えをさせていただきますが、牛久第二小学校区地区社協においては12名、岡田小学校区では21名、向台小学校区は15名となっております。

また、利用者の負担金の算出につきましては、各小学校区によりまして目的地の設定の仕方によりそれぞれ別々の料金設定となっております。牛久第二小学校区の場合は行き先が1か所になりますので、1運行当たり50円、岡田小学校区につきましては複数箇所の行き先を想定して各行政区ごとに料金を設定しておりまして、1運行当たり30円から70円、向台小学校区は目的地は特に定めておりませんで、目的地までの距離に応じて計算するという形になっております。基本的には全て距離に応じたガソリン代の実費相当額ということで設定をしているということになっております。

以上です。

○藤田委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 地域安全課、風間と申します。

カーブミラーの新設はどのように決めているか、また設置場所はということでお答えいたします。

まず、全行政区長さんに、カーブミラーを含めた交通安全施設の要望を7月いっぱい地域安全課に出してくださいということで要望を出します。その要望書と、そのほかこの委員の皆様、議員の皆様からもいろいろな要望を受けたのを一まとめにして、全部まとまった時点で、我々職員と、あと交通安全推進員さんというのがいらっしゃるんですが、その方と現地を全て見て、実際ここにカーブミラーをつけても大丈夫か、逆にカーブミラーをつけることによって交通の妨げにならないとか、そういったことを確認して設置場所を決めて設置しているという手順になっております。

以上です。

○藤田委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は……、伊藤委員、失礼いたしました。

○伊藤委員 お答えいただきありがとうございます。以上です。

○藤田委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は14時37分といたします。刻みでごめんなさい。

失礼いたしました。40分をお願いいたします。

午後2時27分休憩

午後2時40分開議

○藤田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審議を継続いたします。質疑のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしく申し上げます。2問です。

まず、114ページ、0106リフレを維持管理するなんですけれども、こちらに関連して、市民窓口が設置されたと思うんですけれども、これまでのそちらの利用実績と、スカイスペース、フリースペースの実績も併せて教えてください。

2つ目が、304ページ、0108牛久シャトーを利活用する、3番の補助金なんですけれども、2つ、経営安定化補助金と牛久シャトーワイン文化復活事業補助金の主要用途と、あとこれの効果、その辺りを具体的にお聞きできればと思います。また、ちょっとすぐには答えづらいかもしれないんですけれども、事業等は今後どう考えているのかと、また経営安定化的なものの補助金がもし発生するようなことがあるのかなのか、どうお考えになるのかということで伺いたいと思います。

以上2項目です。

○藤田委員長 リフレ市民窓口課長。

○齊藤市民窓口課長 リフレ市民窓口課、齊藤です。よろしく申し上げます。

こちらリフレプラザ市民窓口の今の利用状況について、私からお答えさせていただきます。

ひたち野リフレプラザ市民窓口につきましては、今年の2月1日の開設から9月末日まで8か月間ですが、その窓口利用者数を集計いたしますと、延べ8,382名となりまして、1日当たり平均で36.6名となります。

ひたち野リフレビル3階の有料ブースでございますスカイスペースにつきましては、同じく2月1日の開設から9月末日までの利用者数を集計いたしますと、延べで3,040名となりまして、1日当たり平均で13.6名となります。

ちなみに、このスカイスペースですが、8ブースございまして、1日の利用枠数が午前9時から午後9時までの12枠となっております。よって、1日の最大利用可能枠数は8ブース掛ける12枠ということで96枠となっております。その中で利用枠数を集計いたしますと、延べ7,014枠となりまして、1日当たり平均で31.5枠、利用率といたしましては32.8%となっております。

スカイスペースですが、各ブースに個別の電源ですとか照明が用意されておまして、フリーWi-Fiも利用できるため、落ちついて勉強がしたい学生ですとか、パソコンを使ってリモートワークする社会人の利用などが主なものとなっております。

続きまして、ひたち野リフレビルの2階のフリースペースにつきましては、開庁日ごとに午後5時時点で利用者数を集計した結果、平均して1日当たり10.9名の方が利用しております。フリースペースは市民の皆様それぞれの目的や用途などに合わせて気軽に利用できる場所として、学生の自習スペースですとか、社会人のワークスペース、散歩の途中にふらっと立ち寄る休憩スペースとしての利用など、市民の皆様思い思いに御利用いただいております。その中で、特に学生の自習スペースとしての利用が多く見られます。

以上、説明となります。

○藤田委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 創生プロジェクト推進課、椎名です。よろしく申し上げます。

ただいまの甲斐議員の御質問にお答えします。

まず、2つの補助の主要用途と効果という点ですが、こちらは本議会の一般質問とも重なる内容となりますが、令和4年度には牛久市から牛久シャトー株式会社に対して経営安定化補助金5,000万とワイン文化復活事業補助金200万円を支出しています。

まず、経営安定化補助金につきましては、こちらは予算措置を行う際にも御説明しておりますが、補助金支出に当たりましては牛久市補助金等交付規則、総務省の示す第三セクター等の経営健全化に関する指針、あと牛久市の予算編成に係る補助金に関する基本方針に基づきまして、ショップやレストランなどの営業施設の経費と人件費を除いた経費を対象として補助金を支出しております。具体的な使途としましては、ぶどうの栽培、ワイン醸造に要する経費に1,800万、牛久シャトー全体の管理費の一部に2,100万、醸造施設の修繕に1,100万円が充当されております。

次に、ワイン文化復活事業補助金につきましては、牛久市に寄せられました寄附を財源としまして補助金の支出を行っております。こちらの使途としましては、ワイン醸造用のタンク、こち

らの増設を行っております。

これら補助金を支出しました効果としまして、まず牛久シャトー株式会社においてワイン用のブドウの生産量及びワインの醸造量の拡大が図られたこと、あと安定的なビール醸造ができるよう取組が進められております。

ビールにつきましては、これまで関鉄ビールのOEM受注を行っていましたが、今日実は東京新聞にも取り上げられておりますが、新たに10月13日から発売開始されております行方市の焼き芋を使った発泡酒、こちら牛久シャトーが受注をして生産したものです。焼き芋メドレーという発泡酒ですね。来年度には、先ほどのタンクを増設しておりますので、計画としては新たに甲州市のブドウを使用した白ワイン等の醸造も今取り組んでいるところです。

今後どう考えていくのかという点につきましては、まず令和4年度期の牛久シャトーの決算で見ますと、売上が増加しております。これは全協でも御説明したとおりなんですが、売上が増加した最大の要因というのは、牛久シャトーが自社でワイン醸造を開始してビール醸造を開始した自社商品を製造・販売することで利益商品が増えたというところにあります。実際今年度、牛久シャトーは前年度のおよそ倍のワイン用ブドウの収穫がもう終わっております、来年度新たに発売できるワインの本数は今年の倍以上になると思っています。そうしますと、当然売上げにも反映してくると思いますし、それでどのぐらいまた収益が回復するのかというところを見ていきたいと思っています。

最後に、経営安定化補助金が今後発生するのか否かという点につきましては、現時点において経営安定化補助金という形で補助金を支出するというような協議は、庁内でも、また牛久シャトー（株）に対しても行っておりません。今後の経営動向を見て、その中でどういう対応をするかというのは協議をしていくことになるかと思っています。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 60ページ、ふるさと牛久応援寄附金のあれですが、その2のふるさと牛久応援寄附金の企業版というのが770万というので書かれているわけですが、案外多いなと思ったわけですが、これの企業数、そして、また地域的な傾向ですとか業種的な傾向があるのかどうか、あるいは目的のところで何か傾向的なところがあるのかどうか、それをお聞きいたします。

それから、132ページの0104コミュニティバスの運行を管理するのところで、ひたち野うしくルートというのが新設されたわけですが、これは今どんな状況なのか、1便当たりどのぐらいの利用者数になっているのかということをお聞きします。

それと、134ページ、0112デマンド型公共交通サービスを実施するとありますけれども、この中で委託料が3,900万、約4,000万になるわけですが、委託料の中身、契約交わしているわけですが、そういったものにどのぐらい、そういった内容についてお聞きしたいと思います。それと、牛久の場合、やはり経費の割に人数があまり多くない、それから、乗車料が高い割に運賃収入が低いといった特徴があるようですが、その辺どのようにお考えになっているのかお聞きいたします。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 企業版ふるさと納税についてお答えします。

この企業版ふるさと納税というのが、国から認定された地方創生事業に対して企業が寄附を行った場合に最大で寄附額の9割が軽減される仕組みとなっておりまして、本社が牛久にあるところは寄附ができないことになっております。

業種については様々で、こういう業者だから受け付けないということはありませんので、どういう業種の企業でも、本社が牛久にない、市外であれば受付ができるとなっております。

昨年令和4年なんですけれども、一つ一つの事業者はお答えできないんですが、11者で770万円の寄附を頂いたということになります。

以上です。

○藤田委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えをいたします。

まず、コミュニティバスかっぱ号のひたち野うしくルートの件でございます。

1便当たりの乗車人員ということで、利用者数、令和4年度の1年間の1便当たりの平均ですが、1.0人、1人になっております。令和2年度からの運行開始でございますので、令和2年度からの推移を申し上げますと、令和2年度が0.3人、令和3年度が0.8人、令和4年度が1.0人となっております。

続きまして、デマンド型公共交通サービス、うしタクの件になります。

委託料の内訳でございますが、委託金の内容につきまして、合計が3,985万9,050円でございます。内訳としましては、車両借上げ費、こちらが1,543万500円、オペレーター人件費が508万5,000円、システム費、こちらが120万円、その他経費として1,452万円、これに消費税を加えたものとなっております。

それと、経費の割に利用者が少ないのではなかろうかというところと、乗車料、利用料が高いのに年間利用料が少ないのではないかというところでございます。

他市町村と比較しますと、実際には条件がちょっと違う部分があつて、全く横並びで比較できるところではないと思うんですけれども、牛久市の場合は、まず業務委託という形で、予約センター自体も民間の建物を使っている。市町村によっては市町村の施設を使って予約を行っているなど、全く条件が違うというところもございます。またはシステムそのものを委託料に含めている、もしくはシステムは市が別で契約しているなど、運行経費に直接かかる、かからないというものがばらばらなため、ちょっと横並びでの比較は難しいかと思いますが、まずそれが1人当たりの利用料にはね返ってきているのかなとは考えてございます。

それと、利用料の高いというところにつきましては、今言ったように各市町村で状況も違うというところではございますが、牛久市の場合は市内全域を運行区域として、フルデマンド、乗る場所、降りる場所も自由に設定できるというようなやり方を取っています。市町村によっては定路線であるとか、降りる場所は幾つか決まっている、幾つか決まっているところで降りてもらおうというような形を取っていたりして、いわゆる運行経費というところがそこで変わってくる部分

もあろうかと思えます。

しかしながら、運行を今後持続的に継続していくという点では、他自治体の事例なんかも含めて、また利用者、市民の方々の意見も含めて、より利便性の高いものにしていくというところは持ちつつ検討していきたいと考えております。

以上です。

○藤田委員長 杉森委員。

○杉森委員 ふるさと牛久広援寄附金の企業版のことについては、業種については、この11企業の中で業種に何か特徴があるのかどうかということを知りたいです。あるいは、地域的に割合近隣が多いのかどうかとかそういうところを知りたいということと、あと、何かこれに使うしてほしいとかそういうところで傾向があるのかどうか、それについて知りたいということなんです。

それと、コミュニティバスのあれでは、年を追うごとに上がってきているというところは分かりますが、それにしても低いというところで、2年ちょっとやる中で、今どのようにこれについて検討がなされているのかということを知りたいということ。

それから、デマンド型の公共交通のところでは、これはさっき内訳を聞いたんですけども、運転手というのは車両のほうに入るのか、オペレーターのほうに入るのか、ちょっとよく分からなかったのを確認をしたいと思えます。

それと、その他というのが1,452万円というところで、その他が異常に多いという感じがするんですが、何か理由があるのかどうか、それを質問いたします。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 杉森議員の御質問にお答えします。

業種ということなんですが、業種は様々ですね。建設業であったり、保険業、食品加工業など様々です。

それで、地域なんですけど、やはり本社の多い東京が多いかなとは傾向的に思います。以上です。

失礼いたしました。あと、どういった活用かということで、そちらは政策企画課で受け入れてからのことになりますので、替わります。

○藤田委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えいたします。

まず、企業版ふるさと納税の活用状況。活用状況というのは企業さんから寄附をいただくときに、どういった事業に活用していただきたいというような項目を寄附申込みの段階で選択形式であったり記載方式でいただいているところがございますので、それで、それに沿ったカテゴリーの事業に充てるというところを取っておりますので、そちらからちょっと御紹介をさせていただきます。

令和4年度に今紹介のありました企業から頂いた770万円の充当先ですが、観光に関するPR事業、新規宅地開発調査事業、保育士の処遇改善、商工振興に対する補助事業、事業者の創業や経営支援、空き家の適正管理・利活用、BDF・ペレット製造業務委託、ワイン文化日本遺産

協議会負担金、住井すゑ文学館運営事業と多岐にわたる形にはなりません。今申し上げたとおり、企業様から頂いたときの意向に沿った形で割り振る形になっております。

続きまして、コミュニティバスかっぱ号のひたち野うしくルートの今後の件でございますが、今申し上げたとおり、利用人数は上がってはいるところではありますけれども、人数はやはりほかのルートと比べればぐっと低いものであります。地域性、住んでいる方々の年代であるとか生活形態のところも大きく関わっているものと思います。住宅地が集積しているところですので、地域公共交通を配置することは重要なこととは捉えておりますけれども、今後、公共交通そのもの、バス、タクシー、民間も含めてそういったところが今後の法改正、働き方改革等も含めて大きく影響があるものと見込んでございますので、かっぱ号のみならず公共交通全体でどのようなバランスで、市内の移動をどうフォローし合うかということも含めて考えていかなきゃいけないと思っております。そういった中では、やはり利用者数が低いところをどうしていくかということも当然課題として出てくるものと捉えておりますので、今後の継続的な課題としたいと思っております。

続いて、うしタクの件でございます。タクシーの運転者、こちらはタクシー事業者からの車両借上げ料に含まれております。運転者は借上げ料に含まれております。その他経費のところでございますが、ちょっと委託の中で内訳を整理されているのが今言った内訳で来ておりますので、その他経費についてここでその中身についてまで細かくお答えできませんので、今後確認をして対応できるようにしたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。水梨委員。

○水梨委員 すみません、牛久市には公式のソーシャルメディアがあるかと思うんですが、そちらのほうが決算書を見ても僕見つけられなかったもので、どの辺で費用を出しているのか教えていただければと思います。

○藤田委員長 水梨委員に申し上げます。ソーシャルメディア、この説明をお願いできますでしょうか。どういったものなのか、何を聞きたいのか。

○水梨委員 牛久市のホームページには、牛久市の公式としてフェイスブック、公式のLINE、あとユーチューブ、その3点が載っていると思うんですが、それをどこが管理しているのかとか、その辺ですかね。すみません、お願いします。

○藤田委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課、植田です。

水梨委員の質問にお答えします。

ソーシャルメディアに関しての予算というのはかかっているのか、計上されておられません。というのは、使っているのがフェイスブック、LINE、ツイッター、あとユーチューブなので、そちらに関して費用はかかっているというのが理由になります。

以上です。

○藤田委員長 水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございます。

先日、新市長、沼田市長が、各議員も営業マンとなってということで、ほかの自治体だったりとかにぜひもっと売り込んでいただきたいということだったので、この辺もちょっと力を入れていったほうがいいかなと思っておりますので、今後の検討課題としてぜひお願いしたいと思えます

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 よろしくお願いいいたします。

134ページ、先ほども質問があったところなんですけれども、0110コミュニティ活動を助成するのところで、先ほどがんばる行政区活性化補助金、1行政区当たり5万というお話がありましたけれども、この5万円の補助は、先ほどアフターコロナのイベントの補助と言われていたんですけれども、各行政区はどのように使われたかというのと、使われなかったら市に戻すものなのか伺います。

○藤田委員長 市民部次長兼市民活動課長。

○飯島市民部次長兼市民活動課長 市民活動課、飯島です。

通称がんばる補助金についてなんですけれども、令和元年度後半から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により行政区活動等の中止または縮小を余儀なくされました行政区を対象に、停滞している行政区活動を活性化することを目的とした令和4年度限定の補助金、牛久市ががんばる行政区活性化事業補助金、1行政区5万円を上限に補助金を39行政区に交付いたしました。この補助金は、事業計画書、収支予算書を添えて補助金の申請をしていただき、概算払にて補助金を交付し、事業終了後に実績報告に基づき精算していただいておりますが、補助金を返還した行政区はございませんでした。

補助金の交付を受けた行政区は、おのおのが工夫を凝らした事業を計画し実施いたしました。例を挙げますと、区民の交流を図ることを目的とした餅つき大会、コロナの影響により行政区活動が制限されたことによるコミュニケーションの低下を小学生から高齢者まで集まることができるバーベキュー大会を実施することにより、わいわいがやがやのにぎわいを復活させ、行政活動再開のきっかけづくりのイベントの開催、行政区活動の再開を目的とした行政区内の中学生と行政区役員が合同で企画運営したお祭りの実施などに活用されました。各行政区がおのおのに企画立案した活動によって、行政区活動の再開のきっかけづくりに役立てていただいたものと考えております。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。磯山委員。

○磯山委員 先ほどの甲斐委員の質問にちょっと絡んだところなんですけれども、それを聞いて感じたことなんですけれども、牛久シャトーのワインの売上げが上がっているということとはとてもいいことだと思うんですけれども、まず自家製のワインができてまだそんなに日がたっていないと思うんですね。なので、変な言い方、同情買いというのもある。また、味も分からないけれども珍しいというので買うということもあるのかなと。品質とか味というのはいかがなものなん

ですかね。それをちょっと。そうしないと、むやみに増やしても今度売れなくなると。結構値段も高いようにまた聞いていますので、それに見合った形で、今後ほかのワインに対抗できるのかどうか、その辺のところを検証されているのかお聞きします。

○藤田委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、牛久シャトーのワインの売上げの状況なんですが、牛久シャトーに来られる方は大半の方が牛久シャトーは観光地として来られるので、また、牛久シャトーといえばワインという感情を持たれて来るので、もともと牛久シャトーではワインは売れるものと見込まれておりました。本数等、今ちょっと分からないので、年間どのぐらいというのは申し上げられないんですが、実際に牛久シャトーでワイン醸造の再開をして以後、牛久シャトーの敷地内で取れたブドウで醸造されたワインというのは、発売後早ければ2か月で完売をしております。この前の決算のときにも御説明をしたんですが、牛久シャトーで取れたブドウで造るメルローという品種のワインについては、昨年度も発売後、本数も少なかったというのもありまして2か月で完売。そして残っているのは、たしか山形産ブドウを買い付けて醸造したワインが残っています。その点からも、牛久シャトーでは、牛久で取れたブドウで造ったワインというのは牛久シャトーでは問題なくさばけているという報告を受けています。

これまで実は茨城県から牛久シャトーのワインを海外に輸出しませんかという提案があったんですが、そのときにも牛久シャトー側としては、今牛久シャトーで製造できる範囲の牛久ワインについては、わざわざ海外に出さなくても牛久シャトーの敷地内で完売できると考えているので、その買われている方が同情で買われているかどうかというところまでは、すみません、ちょっと把握しておりませんが、これまでの傾向を考えると、牛久市内で作ったブドウで牛久シャトーで醸造したワインについては比較的売行きも好調なんだと思います。

次に、品質と味という点なんですが、これは正直ちょっとお答えするのは難しいんですが、ワインはそもそも毎年取れたブドウで造っているので、ブドウの生育状況によっては取れる本数も違えば味も違います。ブドウ自体の糖度も変わってくると思います。そんな中で、牛久シャトーで今醸造を行っている醸造責任者というのは実はずっとほかの会社で醸造をやってきた者でして、その方が造っている以上は、一定の品質と申しますか、味は確保できていると牛久シャトー側でも考えております。

以上でよろしいでしょうか。すみません。

○藤田委員長 磯山委員。

○磯山委員 どうもありがとうございました。実は私、シャトーの売店に去年の暮れ近くに行きまして、牛久シャトーのワインが結構高かったので、違うシャブリの白を買ってきてしまいました。今後は反省してちゃんと牛久のワインを買おうと思いますので、味もしっかりと確認してからまた質問いたします。失礼しました。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 すみません、最後です。お願いします。

332ページのエスカードの件なんですけれども、ちょっと関連してお伺いしたいと思います。

負担金の管理費が1億1,500と記載があるんですけれども、概要でいいので、どのようなことに使われるようなお金なのかお伺いしたいのと、あと、昨年度決算の際の、お金ではないんですけれども、ビルの入居関係や契約関係の状況が、大体でいいので分かれば御説明をいただきたいと思います。1点の2点です。

○藤田委員長 創生プロジェクト推進課長。

○椎名創生プロジェクト推進課長 お答えします。

エスカード牛久ビルの管理費につきましては、大きく3つの支出を行っておりまして、1つは床を所有することに伴う共益費です。共益費の総額としましては8,787万7,000円。次に、所有することに伴いまして修繕積立金というのが発生します。こちらが2,438万円。そして、最後に、エスカード牛久ビルのテナントを誘致するに当たりましてリーシング企業を導入しているんですが、そのリーシング企業の活動費、または令和4年ですと成功報酬が発生していますので、その負担金が総額で327万2,000円となっています。

次に、ビルの入居状況ですが、牛久の所有している床ということに限らず、エスカード牛久ビルの店舗区画部分に対してという回答になりますが、入居している部分が面積上は55%、空き床となっている部分が45%となります。

以上です。

○藤田委員長 質疑のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、質問いたします。

財政にちょっと伺いたいんですが、この間の全協の資料、それからまた頂いた資料を見せていただきますと、言葉の問題、それから財政力、財政分析の問題、それから地方債残高の問題とか、そういうものを1つずつじゃなくてまとめて通告していますので、その辺についてお答えいただきたいと思います。

まず、普通交付税の制度におきまして折半対象財源不足とありましたが、この市の影響はどうかということですね。この折半対象ということでは、特例加算と臨財債によります国と地方の折半で負担をする、このように述べられているんですけれども、令和4年度はどうなのか。関連して、5年度についてはどのように考えていくのか伺いたいと思います。

それと、財政分析のほうでは、財政構造の弾力化、これを見る指標といたしまして経常収支比率、これがあると思いますが、前年度86.7%から4.9ポイント増加をして、今91.6%と示されています。投資的経費に併せまして充てる支出の財源が乏しい、このような説明がございましたが、令和4年度ではどうなったのか伺います。

それと、地方債残高につきまして、令和4年度は繰上償還、これが約4億円ありました。償還の条件があるのかどうかですね。この附属資料によりますと、結構利率の高いものもあるんですけれども、利率の高いものに対しての償還、そういうような予定などは考えられるのか。そして、令和4年度の市債残高、これが下水と合わせますと約316億円になりますね。翌年度の支出の

予定として債務負担、これが約64億あります。年々増加をしているところなんですけれども、市の計画もあります。償還のピーク、財源確保とともに市債管理について伺いたいと思います。

以上3点になりますか、財政課に対しての質問です。

○藤田委員長 経営企画部次長兼財政課長。

○糸賀経営企画部次長兼財政課長 遠藤副委員長の数点の御質問にお答えします。

まず、交付税の関係でございますけれども、令和4年度につきましては地方財政計画による地方交付税総額が18.1兆円と財源が確保されたことによりまして、令和3年度に適用されておりました、先ほど遠藤副委員長からありました地方交付税の折半ルールというものが解除されました。これはどういうことかと申しますと、普通交付税の財源が国で要するに足りないから地方と国で折半しましょうよということで、特例加算であったり、それは国のほうですね、あとは臨時財政対策債で市町村が借りてくださいよということが折半ルールと言われてございます。それが解除されて、また国の税収のさらなる増加に伴い、令和4年度にあっては、単年度限りの制度といたしまして臨時経済対策費の創設による追加交付がなされたことにより、普通交付税は27億8,802万5,000円と、前年度比4億2,308万5,000円の増額となっております。その一方で、令和4年度、決算を見ていただくと分かると思うんですが、臨時財政対策債につきましては10億円を下回る形になっています。

令和5年度でございますが、令和4年度と同様に交付税に対する財源が確保されておりまして、光熱水費高騰分が算定経費に加わるなど、普通交付税につきましては令和4年度を上回る28億8,107万円が現在交付が決定をされている状況です。

次に、経常収支比率でございますけれども、経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を測定する比率として使われておりまして、人件費、扶助費、公債費の義務的経費やその他の経常経費に地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする一般財源収入額がどの程度充当されているのかを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられているものでございます。

令和4年度決算における経常収支比率につきましては、副委員長が今申されとおりでございます。91.6%と4.9ポイント増加いたしました。この要因でございますけれども、原油価格・物価高騰対策や光熱水費の増加が影響してございまして、経常経費充当一般財源が増加した一方で、経常一般財源収入額が、臨時財政対策債の大幅な減額があったことなどから172億8,044万5,000円と、6億9,514万3,000円の減収となっていることから、経常経費が増加したものでございます。また、経常一般財源収入額のうち、臨時的経費に回せた経常一般財源でございますけれども、経常一般財源収入額から経常経費充当一般財源を差し引いた、単純ではございますけれども、14億5,712万3,000円と、令和3年度より減少してございます。ただ、投資的経費を行う場合は一般財源だけでは行ってございません。国庫補助金、県補助金、または市債を充当したり、それでも足りない場合というのは特定目的基金もございしますので、それらを活用して行っているところでございます。

3点目の御質問、地方債残高、地方債の御質問でございますけれども、市中銀行から借り入れ

る地方債につきましては、借入れ利率の入札を実施しております。それで最も利率が低いところから借り入れるとともに、償還方法につきましては元金均等方式であること、また繰上償還が可能であることを条件として借入れを行ってございます。

令和4年度におきましては、令和5年度以降の元金償還額を抑制するべく繰上償還を実施し、令和5年度の元利償還金で6,747万円の元利償還額が削減されておまして、利子にあってはその後の額、総額で3,964万円の削減がされてございます。

今回繰上償還を行った平成21年度に借り入れた臨時財政対策債につきましては、この市中銀行の中では利率が2.63%となっておりまして、1億円以上の償還残額を残す借り入れた市債、市中銀行から借り入れた市債のうち最も高い利率となっております。ただ、先ほど副委員長からあった利率がもっと高いところというのは多分政府資金だと思うので、政府資金につきましては、違約金等が発生することがありまして、繰上償還というのは考えてございません。今後、繰上償還を実施する場合には、違約金を生じることなく繰上償還の実施が可能となる市中銀行債のうち、借入れ利率の高いもので削減効果が高いものから行ってまいりたいと考えており、併せて減債基金の積立てや取崩しのバランスを考慮しながら、市債の適正管理には努めてまいりたいと考えてございます。

なお、公債費の償還ピークでございますけれども、令和7年度と見込んでおります。こちらの前提条件としては、元金償還額が19億と見込んで、それで今後の借入額を試算した場合でございますけれども、それで試算した場合は令和7年度がピークと見込んでございます。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今、いろいろと説明、答弁いただきました。償還のピークが令和7年度ということで、元金だけでは19億円を見込んでいるというところなんです、今この資料から見ますと、市中銀行は償還が可能だということなんです、これを見ますと、市中銀行では3.9%までがそういうような利率ということなんです、今回の償還になったのが2.63ですか、そういうところなんです、この辺の償還ができる状況、そういうのがどの程度あるのかどうか、もし分かれば教えていただきたいと思えます。

それと、財政の構造の弾力化ということで、経常収支比率というのもあるんですけども、実質収支比率、これを見ますと、ずっとこの5年ぐらいを見ていると、昨年が12.5%、そして今回4年度が10.5%と、昨年度よりかは少しは下がっているんですが、この実質収支比率というのが、やっぱり余ってくると、5%以上の余剰が出る場合は自治体の計画性、これが問われるということをよく言われています。そういう場合には住民の負担軽減に充てるべきということもあったわけなんです、4年度についてはそのような、担当としてどのように考えていたのか伺いたいと思えます。

それと、それで折半対象のこの辺については、4年度については解消された、5年度についても財源が確保されたということの確認はできたところなんです、国の財政計画との関係で常にこういうことで市の運営がいろいろ左右される、影響を受けるということがあるんですが、今後そ

うというようなことがあったときの、担当というか市ではどのように対応していくのか、県との関係もあると思いますが、その辺を伺いたと思います。

○藤田委員長 経営企画部次長兼財政課長。

○糸賀経営企画部次長兼財政課長 数点の再度の御質問にお答えします。

まず、起債でございますけれども、繰上償還、今回2.6%台を選んだというのは、残額がやっぱり大きいところを行わないと今後の削減が一番につながらない。細かいところについてはあと数年で終わるということもありまして、まずは大きいところから繰上償還を今後も実施してまいりたいと考えてございます。

ちなみに市中銀行の令和4年度末現在額でございますけれども、85億7,746万でございますので、その中でも利率が高く、また償還残額が多いところにつきまして検討していきたいと考えています。ただ、繰上償還、借入れの条件では付してございますけれども、やはり銀行との調整もございますので、銀行と調整も重ねながら進めてまいりたいと考えてございます。

次に、実質収支比率につきましては、確かに副委員長おっしゃるように10%を超えるものについては財政課的にも高いものだと思っております。ただ、10.5%を超えたから駄目という形ではなくて、予算の執行状況が適切に行われたのか、また最小の経費で行われたのか、あと、予算をつけたけれども一番悪いのは、結果的に行わなかったというのが一番悪いことですので、それらにつきましてはなかったものと現段階では考えてございます。ただ、やっぱり不用額の残し過ぎというのは確かにあまり好ましいことではないと思っておりますので、昨年度でございますけれども、この決算特別委員会でも御指摘がありまして、不用額につきましては100万円以上残す事業から50万円以上残す事業に金額を引き下げまして、全て不用額は3月補正で落としました。ただ、この実質収支比率、歳出面だけでは改善されなく、よい面では歳入面のほうでも伸びている部分がありますので、その乖離がちょっと大きかったのかなとは考えております。ただ、今後につきましても、実質収支比率、そちらにつきましては10%内に引き下がるよう、あとまた必要な予算につきましてはつけていくという考えは変更ございませんので、それで財政運営は進めてまいりたいと考えてございます。

また、普通交付税でございますけれども、確かに国の財政計画で大きく影響は受けます。令和3年度を振り返ってみますと、先ほどありました折半ルールの適用がありまして、14億を超える臨時財政対策債を借りました。それはうちのほうでも臨時財政体策債は借金として捉えていますが、一方で、借りなくては財政運営が回らないといえますか、予算措置ができないところもありますので、今後につきましては、令和4年度、5年度、今は6年度の国の概算要求も出ておりますけれども、ある程度は国で財源が確保できそうかなという形で想定はしてございます。ただ、いつそれがどうなるかは分かりませんので、普通交付税につきましては依存財源となりますので、そちらを考えることなく、自主財源をどうやって増やすか、それに重点を置きながら今後の予算措置または財政運営を考えてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今、るる答弁いただきました。私も、実質収支比率が数字で出ているのでこれが悪いとかそういうことで申し述べたわけじゃありません。ただ、数字というものが実際にこういうふうに表示されている中で、計数として残って上がってくるわけですよ。ですから、やはりこの数字がどういうものを表すかというのは私たちもしっかりとこれを見ていかなきゃいけない、そのような観点から申しました。

それで、先ほどおっしゃいました不用額の問題ですね、50万以上の残額がある場合には減額補正をする。これはこの監査委員の意見の中にも述べられています。その辺についてはかなり改善をされてきているということであると思いますので、やはり皆さんそれぞれが、担当課が、予算、それからまた執行状況、それを常に見ながら当たっていらっしゃるということは今回の決算からも分かると思いますので、今後とも市債管理も含め、それから元利償還の問題も含め、やはり一番多くの方が牛久市ってこんなに借金があるのというような言い方をされるときがあるんですね。特にこの間の市長選挙の中ではそのような話も聞かれましたので、そうではなく、やっぱりこれについてはきちっとした数字を裏づけをもって表しているということ、その辺をやはり私たちも知らせていかなきゃいけないと思いますので、私の財政に関する質問は以上であります。ありがとうございました。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 すみません、何か最後になってしまって申し訳ないなと思ったんですけれども、3問というお約束なので、それでは3問させていただきます。

1つは、88ページの中で、一番下の0105職員の福利厚生を管理するというこの事業であります。ここに安全衛生管理産業医という支出もございしますが、現在療養休暇取得の方もいらっしゃるといふ話も聞きますので、職員のメンタル部分、これの定期的なストレスチェックなども含めました、今回、どう管理をしていくのか、その辺を伺いたいと思います。

それと、150ページの0107の茨城租税債権管理機構についてです。これは徴収困難な方の滞納事案を茨城県に移管するという事業なんですけれども、3年度と比較しまして4年度の移管状況、そして、もし改善点などが分かりましたら教えてください。

それと、94ページです。少し戻ります。

0113の入札参加資格者を管理するということです。登録件数の推移、それから県の検索システムを導入することによってのメリット、電子入札の導入についてはどうかということ。

以上、伺いたいと思います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 人事課、本多です。よろしく願いいたします。

遠藤副委員長の御質問にお答えいたします。

労働安全衛生管理ということの業務の項目になりますが、事業の内容としましては、労働安全衛生委員会の開催ですね。こちらは委員14名で開きますが、例えば時間外勤務を減らすにはどうしたらいいですか、職員の喫煙の状況はどうですかとか、そういったものを議題にしまして、昨年度は年4回開催いたしました。年4回の開催にとどまったという言い方がいいかもしれません。

んが、4回開催いたしました。そのほかに、市職員を対象とする健康診断の実施ですとか、全職員を対象とする、先ほどお話がございましたストレスチェック、こちらの実施、あとは産業医の毎月の報酬というものの決算の額となっております。

以上です。

○藤田委員長 収納課長。

○大和田収納課長 収納課、大和田です。よろしくお願いします。

租税債権機構に関する御質問についてお答えいたします。

機構には、徴収困難な事案、また、財産等を改めて調べてもらって、滞納処分の執行停止を第三者的な立場で判定してもらいたい案件などの移管を行っております。

移管の状況なんですけど、令和3年度、4年度とも40件ごとの移管を行っております。

移管するに当たっての改善点ということでは、特に改善したことはないんですけども、変更点としては、茨城県全体の滞納額が下がったということで租税債権機構の人員も削減されているということで、機構から上げられる件数が示されるんですけど、令和3年度、4年度は40件、今年度令和5年度は35件ということで、徐々に減っている状況であります。

以上です。

○藤田委員長 契約検査課長。

○門倉契約検査課長 契約検査課、門倉です。よろしくお願いします。

遠藤副委員長より御質問のありました件につきまして、入札参加資格者の管理ということで、登録件数の推移なんですけれども、ここ数年、2,000件から2,300件強ぐらいの件数で推移していたんですけども、先ほどお話にありまして令和4年度より、先ほど県の検索システムというふうに言われたのは参加資格申請のシステムでよろしいですかね。こちらを牛久市でも導入いたしまして、令和5年4月1日現在の登録件数といたしましては、前年度比で687件の業者の登録増となっております。令和5年4月現在で2,775件の登録がございます。ですので、電子申請にしたことで、業者側のメリットとしましては負担の軽減がありますので、そちらでボタン1つで牛久市を選べば登録の申請ができるということもありまして、一気に700件ぐらいの登録が増えたかとは思っております。

電子入札の導入ということですが、今うちでも導入に向けて検討しておりまして、早期導入に向けていろんなことを調査したいと思っております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 職員の福利厚生のところでは、年4回開かれたというところなんですけど、職員のストレスチェックの調査の仕方、それと、ここの産業医の方、どういう方がここの産業医として関わっているのか、その辺を伺います。

それと、租税債権機構のほうなんですけど、今だんだん移管する件数が減っているということ、3年、4年が40件、5年度が35件ということで変更が起きているということなんですけど、以前はこの債権機構に送られますと大変な取立てというか催促が大変厳しいというような状況など

もあったんですが、そういう状況などは見受けられるようなことがあるのかどうか。それと、これによって市がやっぱり回収できない事案がかなりこの成果説明書にもあるんですが、債権機構に移管をすることで市のメリットとしてどのような状況があるのか、その辺を伺います。

それと、入札参加のところなんですが、牛久市の入札というのは事前公表となっているので、落札率が大変高いというのはよく指摘されていると思うんですね。この落札率が高いということは談合しやすいんじゃないかというような意見も出ているんですが、電子入札をすることによってどのようなメリットというかそのようなことが考えられるのか伺います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 遠藤副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

まず、ストレスチェックの実施方法なんですが、ペーパーで質問、回答という形で、日常業務のことであったり、職場環境に関することだったりの質問を、昨年度は県の教職員も含めまして1,060名を対象に実施をいたしました。それで、回答用紙は個々で封をしていただきまして、こちらでは開封せずに、そのまま委託業者に送って分析という形で行っております。

あと、産業医なんですけれども、産業医は市の医師会へ打診しまして推薦をいただくんですが、この産業医として認められた市内の医師を、産業医として市でお願いをしております。

以上です。

○藤田委員長 収納課長。

○大和田収納課長 再度の質問にお答えします。

租税債権管理機構が厳しい取立てをしているというようなお話だったかと思うんですが、租税債権管理機構も国税徴収法とか法律に基づいて行っていると思います。差押え等禁止財産等もありますので、それを守ってやっていると市では考えております。

市のメリットとしては、今、徴収のグループが8人いて、補佐が1人ですので、7人で実質動いている状態で、滞納者が大体5,000人弱、1人700人持っているような状況です。租税債権管理機構のほうは1人3市ぐらい持っていますので100人前後ということで、より細かな財産調査等を行っていただければと思っております。市で移管する本税が大体6,000万ぐらいの滞納分をお願いしておりますので、本税ベースですと大体半分ぐらい収納がありますので、その辺は市のメリットなのかなとは考えてございます。

以上です。

○藤田委員長 契約検査課長。

○門倉契約検査課長 再度の質問にお答えします。

落札率の高止まりということと電子入札の導入ということで、何か直接変わるかといえば、落札率自体には影響はないのかなと私は思っております。

予定価格の事前公表、こちらを例えば事後公表にした場合にはもしかしたら落札率が下がったりするのかなとは思いますが、今考えている電子入札では、一応今のところは事前公表ということの基本に据えて進めていますので、これによって落札率が下がったりということには直接影響しないかなと思っております。

あと、導入したメリットといいますと、業者さんのほうはやはりパソコン上で全てできてしまいますので、一々市役所に来て札を入れてと、そういったことがなくなるので、事務の効率化にはなるかなとは思っております。

以上です。

○藤田委員長 以上をもって市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管についての質疑を終結いたします。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 4 8 分散会